

陳情第 2 号



陳情書

2022年5月30日

霧島市議会議長

阿多 己清 様

陳情者 鹿児島県教職員組合 霧島地域協議会 議長

片野坂 重浩

住所 霧島市隼人町内山田1-10-25

佐多 巖

住所 霧島市

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

<陳情 趣旨・理由>

2021年改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校での早期実施が必要です。加えて、きめ細かな教育をするためには、さらなる学級編成標準の引き下げによる少人数学級の実現が必要です。このことについては、萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校等の解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

記

1. 中学校における35人学級を段階的に推進し、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすること。
4. 特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすること。
5. 自治体で国の基準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

霧島市議会議長 阿多 己清

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書

2021 年改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校での早期実施が必要です。加えて、きめ細かな教育をするためには、さらなる学級編成標準の引き下げによる少人数学級の実現が必要です。このことについては、萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30 人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校等の解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種への配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができますように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校における 35 人学級を段階的に推進し、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすること。
4. 特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすること。
5. 自治体で国の基準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。